



6月10日に行われた「新・人間裁判」第2回口頭弁論での後藤昭治原告団長(厚別区)の意見陳述を紹介します。

私は、原告団長の後藤昭治です。

生活保護に至った経緯と受給生活、生活保護基準(本体)の引き下げによって「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か、私が生きる権利が保障されることを願って陳述します。

私は2004年6月、宅地造成工事現場内で作業中、突然腹痛になり、病院で診察の結果、S状結腸癌、リンパ節病と診断され、生命保持率30%と言われました。闘病生活に入り、入退院を繰り返す、体は元には戻っていないが、日数も経過しており、職場に復帰を申し出たところ、この病気を理由に解雇されました。この会社には左官1級技能士として22年間勤務しましたが、正社員ではなく非正規雇用だったため、一回の病気で一言二言話で解雇されました。もちろん退職金は一銭も出ません。使い捨てゴミのような扱いです。65才を越していたので年金で生活しようと社会保険事務所で手続きをしましたが、加入期間が3年不足してもらえないことが出来ず、無年金者となりました。職は無し、金も無し、年金も無し、体は元に戻っていない、あるのは購入して間もなく元金そのままのマンションと借金でした。

妻の老齢年金の約5万円では、何も支払うことはできない、生活すらできません。妻と何度も話し合いましたが、どうすることも出

来ず、生きる希望もなく、自殺も考えましたが、死にきれず、今一度人生をやり直そう、孫・子ども・妻の為にも考え直し、札幌市議会議員のことを思いだし相談することにしました。私は初めて生活保護制度があることを知りました。生活保護を受けるにはどうしたらよいのか、自分が本当に困った時には国は助けてくれるのか、生活保護は受けることが出来るのか…。私は厚別区役所の福祉課に4~5回通い説明を受けて、負債の整理、車の廃車など整理は弁護士に依頼をして解決し、保護開始の決定となりました。生活保護制度は「最後の砦」そのもので、私には生活の目処もでき、生きる喜びも出来ました。

生活保護の生活は、働いて給料をもらっての生活とは別世界で、給料の3分の1の金額での生活です。受給していると餓死はしませんが、「すべて国民は健康で文化的な生活…」とあるが、どうすれば生活ができるか。妻の老練年金は約5万円で、収入として差し引かれての生活。毎日、毎日、儉約と節約の闘いであります。衣食住の一つ目の“衣”は、必要な物だけフリーマーケットを利用して中古品でガマンする、二つ目の“住”については、市営住宅が抽選で入居できたので、住宅扶助で支払い、三つ目の“食”は、一番大変で、スーパーの閉店まぎわの半額制度を利用します。朝は、ごはん一膳メシ、おかずは漬物、梅漬で食事にして、昼はイモ、カボチャの塩煮、そして漬物で食べます。また、食パンの半額の物を焼いて食べている。乾麺と交互で変えて、バターはナシで牛乳に塩を入れて温める。夕食はゴハンとみそ汁で山菜のおひたし、森林公園の近くでフキ、タケノコ、ソバ